

報 道 資 料

令和2年3月19日
総務部法務文書課
県政情報係 橋本、田中
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第229号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第336号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県知事に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：令和2年3月18日
- ◎ 実施機関：総務部知事公室 国際課
- ◎ 対象行政文書：ア 平成29年4月27日付け対応記録（件名：多文化共生・国際化推進モデル事業補助金の応募に関する問い合わせ）
 - イ 平成29年5月30日付け起案「平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金第2次審査の実施について」のうち、以下の文書
 - (ア) 多文化共生・国際化推進モデル事業補助金（提案書確認シート）（受理番号29-1）
 - (イ) 平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金応募事業一覧表（H29.5.30時点）のうち、（一社）〇〇〇〇〇〇に係るもの
 - (ウ) 「平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金第2次審査（プレゼンテーション）の実施について（通知）」（案2-1）及び添付書類
 - (エ) 平成29年5月15日付けで一般社団法人〇〇〇〇〇〇から提出された奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金企画提案書及び添付書類
 - (オ) 日本国橿原市と大韓民国釜山経商大学校との連携協力に関する覚書調印式資料
 - ウ 平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金公開プレゼンテーション発表団体受付名簿（平成29年6月11日実施）
 - エ 多文化共生・国際化推進モデル事業補助金審査会の議事録に係る起案のうち、以下の文書
 - (ア) 平成29年度多文化共生・国際化推進モデル事業補助金事業提案団体プレゼンテーション議事録（14:00～15:15 県庁主棟5階第1会議室（大・東））
 - (イ) 平成29年度多文化共生・国際化推進モデル事業補助金事業プレゼンテーション終了後議事録（15:45～16:30 県庁主棟5階第1会議室（小・西））
 - (ウ) 2017年6月11日付けで一般社団法人〇〇〇〇〇〇から提出されたプレゼンテーション資料「海外からの来訪者向け宿泊ガイドブック作成業務」
- オ 奈良県ホームページに掲載された「平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金選定審査会議事の概要について」の案
- カ 平成29年6月15日付け起案「平成29年度多文化共生・国際化推進モデル事業補助金にかかる採択事業の決定について」のうち、以下の文書
 - (ア) 平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金審査結果一覧表（案1）
 - (イ) 平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金に係る審査結果について（案2-1）及び添付文書
 - (ウ) 平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金採点結果等一覧表のうち（一社）〇〇〇〇〇〇に係るもの
 - (エ) 平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金公開プレゼンテーション（平成29年6月11日実施）に係る事業審査表
- キ 平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金採択事業一覧に係る奈良県ホームページ掲載案
- ク 平成29年6月30日付け支出負担行為決議書及び添付資料（決議番号00078）のうち（一社）〇〇〇〇〇〇に係るもの
- ケ 平成29年9月1日付けで一般社団法人〇〇〇〇〇〇から提出された「奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金 事業中間報告書」及び添付書類
- コ 平成30年3月30日付け起案「平成29年度奈良県多文化共生・国際化推進モデル事業補助金にかかる額の確定について」及び添付資料
- サ 平成30年4月17日付け支出命令書（決議番号0007802）及び添付資料

◎ 諮問に係る処分と理由

○ 決定：一部開示決定

○ 不開示部分：ア 個人の電話番号及び肖像

イ 個人（公務員、法人及び団体の役員（平成29年度多文化共生・国際化推進モデル事業補助金公開プレゼンテーション出席者を除く。）、旅客部門代表及び本部長並びに釜山経商大学の総長及び教授を除く。）

ウ 法人の従業員のメールアドレス

エ 貸借対照表のうち、流動資産、繰延資産、流動負債、負債及び純資産、資産の部、負債の部及び純資産の部の各合計を除く科目及び金額

オ 損益計算書のうち、当期純利益金額を除く科目及び金額

カ 販売費及び一般管理費内訳書、株式資本等変動計算書並びに注記表のうち、標題、法人の名称及び事業年度を除く部分

キ （一社）〇〇〇〇〇〇の取引先（日本郵便株式会社を除く。）が分かる記述

ク 法人の一部のメールアドレス

ケ 団体調書のうち、奈良県芸術短期大学文化祭視察に係る経費総額

コ 一般社団法人〇〇〇〇〇〇定款及び定款認証証書

サ 奈良県職員のメールアドレス

○ 不開示理由：ア 上記不開示部分のアからウまで

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

イ 上記不開示部分のエからコまで

条例第7条第3号に該当

法人及び団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

ウ 上記不開示部分のサ

条例第7条第6号に該当

県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

実施機関では、多文化共生の推進及び地域の国際交流・協力活動の促進を図ることを目的として、多文化共生・国際化推進モデル事業補助金事業を実施した。

本件行政文書は、平成29年度に公募型プロポーザル方式により実施した多文化共生・国際化推進モデル事業補助金事業（以下「本件補助事業」という。）において採択された「海外からの来訪者向け宿泊ガイドブック作成業務」の応募及び実施に当たり、一般社団法人〇〇〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）が実施機関に提出した企画提案書、交付申請書及び実績報告書並びに実施機関が作成した審査関係書類、補助金支出関係書類及び補助金額確定関係書類等である。

2 本件決定の妥当性について

審査請求人は、実施機関が不開示とした情報のうち、団体調書に記載された奈良芸術短期大学文化祭視察に係る経費総額（以下「視察経費総額」という。）及び一般財団法人〇〇〇〇〇〇定款及び定款認証書（以下「本件定款等」という。）について条例第7条第3号に該当しないため開示すべき旨、貸借対照表に記載された科目及び金額（流動資産、繰延資産、流動負債、負債及び純資産、資産の部、負債の部及び純資産の部の各合計を除く。）、損益計算書に記載された科目及び金額（当期純利益金額を除く。）、販売費及び一般管理費内訳書の科目及び金額、株式資本等変動計算書の科目及び金額並びに注記表のうち標題、法人の名称及び事業年度を除く部分（以下「本件財産情報等」という。）について、条例第9条に基づく公益開示を求める旨主張している。

(1) 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第3号に該当すると主張しているため、以下検討する。

条例第7条第3号本文は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

また、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号の不開示情報から除外することとしている。

ア 視察経費総額について

視察経費総額は、本件法人が本件補助事業への応募、補助金申請及び実績報告等に際し、実施機関に提出した団体調書に記載されており、本件法人の活動実績に係る情報である。

実施機関は、本件決定において、団体調書に記載された本件法人の活動実績のうち、視察経費総額を不開示としているが、その余の活動実績に係る情報については開示している。

この点について、実施機関は弁明書において、視察経費総額は公にされていない個別具体的な事業費であるところ、日本文化体験教育旅行プログラムに係る経費総額については、本件法人が実施機関に提出した企画提案書に、地方公共団体との間で締結した当該事業に係る契約書が添付されており、公金の支出に直接関係する情報であると確認できるため開示した旨説明している。

そうすると、団体調書の活動実績欄の記載は地方公共団体との契約等、公金を支出したものに限られるか否かが問題となるが、この点、事務局を通じて実施機関に確認したところ、団体調書の活動実績欄については、国際交流事業の実施状況を確認することを目的として記載を求めているものであり、地方公共団体等との委託契約や補助事業（以下「公金に係る事業」という。）に限られるものではなく、視察経費総額が公金に係る事業であるか否かを含めて、本件法人自ら公にしていることが確認できなかったため、視察経費総額を不開示とした旨説明している。

そこで、当審査会が事務局を通じて、視察経費総額が補助事業に係る経費として公にされているか否かについて確認したところ、視察経費総額が公にされている事実は確認できなかった。

したがって、視察経費総額は、公金に係る事業の経費ではなく、本件法人が公にしていない個別具体的な事業費に係る情報であるとする実施機関の主張について、特段不自然不合理な点は認められない。

そして、視察経費総額については、本件法人の具体的な事業活動の内容を明らかにする情報であると考えるのが相当であることから、視察経費総額を開示することによって、一般には公にされていない当該法人の個別具体的な事業活動の実態が明らかになると認められる。

これらのことから、視察経費総額については、公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第3号アに該当し、同号ただし書に規定する、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報でないことは明らかである。

以上のことから、視察経費総額は、条例第7条第3号アの不開示情報に該当する。

イ 定款等について

一般社団法人の定款等については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）第14条第1項において、当該法人に備え置かなければならない旨、同条第2項により、定款については、社員及び債権者に限り閲覧を請求する権利を有する旨規定されている。そして、当該規定が設けられた趣旨は、一般社団法人の社員及び債権者が当該法人の組織について理解した上での行動を可能とすることで、当該法人の社員及び債権者の権利行使に資することを目的としているものと解されている。

また、登記簿の附属書類としての定款等については、一般社団法人法第330条に基づき準用される商業登記法（昭和38年法律第126号）第11条の2において、当該法人に利害関係を有する者に限り閲覧できる旨規定されている。

そして、一般社団法人の定款等については、当該法人の根本原則が規定された法人格の根本に関わるものであると解されており、通常、一般に公にされていないものであることから、定款等を公にした場合、本件法人の組織・運営の根本方針とともに、社員総会の決議方法及び理事会の決議方法など本件法人における重要事項に関する意思決定手続等が明らかになることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

これらのことから、定款等は、条例第7条第3号アに該当し、また、同号ただし書に規定する、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報でないことは明らかである。

以上のことから、定款等は、条例第7条第3号アの不開示情報に該当する。

ウ 本件財産情報等について

一般社団法人の各事業年度における貸借対照表については、一般社団法人法第128条第1項において、定時社員総会終結後遅滞なく貸借対照表を公告しなければならない旨、同条第2項において、当該法人が大規模一般社団法人である場合には貸借対照表及び損益計算書を公告し、大規模一般社団法人以外の一般社団法人である場合には、貸借対照表を公告しなければならない旨規定されている。さらに、同項において、大規模一般社団法人以外の一般社団法人が、官報により貸借対照表を公告する場合には、その要旨を公告すれば足りる旨規定されている。

この点、直近の定時社員総会で承認を受けた貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上の一般社団法人を大規模一般社団法人という旨、一般社団法人法第2条に規定されているところ、本件決定において既に開示されている本件法人の貸借対照表の負債の部に計上した額は200億円に満たないことは明らかであることから、本件法人は大規模一般社団法人には当たらないと認められる。そして、本件法人の公告は、官報により行うこととされていることから、本件法人の貸借対照表に記載された情報は、公告されている情報を除き、本件法人において一般に公にする義務はないものと認められる。

そうすると、本件法人の貸借対照表に係る公告に、本件財産情報等と同様の情報が含まれているか否かが問題となるが、この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、実施機関は、当該法

人の貸借対照表の要旨が公告されている官報が確認できなかったことから、他の一般社団法人が官報において公告している部分について開示し、その余の部分については不開示とした旨説明している。

そこで、当審査会において、官報に公告されている本件法人以外の一般社団法人の貸借対照表の要旨を見分したところ、本件財産情報等に対応する事項が公告されていることは確認できなかったことから、当該法人に本件財産情報等と同様の情報を公告する義務を課されているとまでは認められない。

次に、一般社団法人の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、株式資本等変動計算書及び註記表（以下「貸借対照表等」という。）等については、法第129条第3項において、当該法人の社員及び債権者に限り閲覧を請求することが認められていることから、本件法人に貸借対照表等を一般に公にする義務は課されていないものと認められる。

一般社団法人の貸借対照表等については、法人の運営に要する経費の詳細な内訳が記載されており、本件法人の財務状況及び資産運用の実態等を示すものであると考えるのが相当である。そして、本件財産情報等と同様の情報について、本件法人が一般に公にする義務があるとまでは認められないことを考慮すると、本件財産情報等を開示した場合、本件法人の財務状況等が明らかになることから、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

これらのことから、本件財産情報等は条例第7条第3号本文に該当すると認められ、同号ただし書に規定する、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要な情報でないことは明らかである。

以上のことから、本件財産情報等は、条例第7条第3号アの不開示情報に該当する。

(2) 条例第9条該当性について

条例第9条は、「開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第1項の情報を除く。）が記載されている場合であっても、公益上特に必要があると認められるとき」は、実施機関は、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる旨規定している。

審査請求人は、実施機関は条例第9条に基づき本件財産情報等を開示すべきである旨主張しているの

で、以下検討する。
条例第9条にいう「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第7条各号の不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度な行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味するものであると解されている。

そして、個別具体的な事例の特殊な事情によっては、条例第7条各号の不開示情報に該当する場合であっても、これを開示することによる公益が、不開示とすることによって保護される利益を優越すると認められる場合がありうると考えられる。

この点、審査請求人は、本件補助事業において、本件法人が旅館業者に送付したパンフレットの送付先となった旅館業者には廃業している者も含まれていることは明らかであって、本件補助事業が公金の使途として適切であったか否かを県民が確認することが必要であることから、実施機関は条例第9条に基づき本件財産情報等を開示すべき旨主張している。

しかし、審査請求人は、条例第1条において規定されている情報公開制度の目的と同趣旨の主張を行っているにすぎず、条例第7条各号に定める不開示情報は、情報公開制度の目的を踏まえてもなお、不開示とすることに合理的な理由がある情報であることから、本件財産情報等について、実施機関が裁量的に開示しなければならない、本件特有の特殊な事情があるとは認められない。

また、本件補助事業に係る補助金の使途に関する部分については、本件において既に開示されていることを踏まえると、本件財産情報等を開示することにより、条例第7条第3号により保護する利益を上回る公益上の必要があるとも認められない。

これらのことから、実施機関が条例第9条を適用して本件財産情報等を開示しなかったことについて、裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められない。

以上のことから、本件財産情報等を条例第9条に基づき開示すべきであるとする審査請求人の主張は当たらない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成30年11月27日		
② 決定	平成30年12月11日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成30年12月14日		
④ 諮問	平成31年1月15日		
⑤ 経過	令和元年11月29日	第236回審査会	審議
	令和元年12月25日	第237回審査会	審議
	令和2年1月31日	第238回審査会	審議
	令和2年2月27日	第239回審査会	審議